

## 国立国会図書館職員に対する訓告等の措置に関する 内規

(平成十八年十二月二十二日国立国会図書館内規第十号)

### (趣旨)

**第一条** この内規は、非違行為を行った国立国会図書館職員(館長を除く。以下「職員」という。)に対する指導監督上の措置としての訓告等を行う場合及び手続について定めるものとする。

### (訓告等を行う場合)

**第二条** 職員の非違行為について、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十八条に規定する懲戒の処分が行われなかった場合において、当該職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行等の改善向上を図る必要があると認められるときは、館長は、当該職員に対して、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める指導監督上の措置を行うものとする。

- 一 当該職員の非違行為が比較的重いと認められる場合 訓告
- 二 当該職員の非違行為が前号に規定する訓告を行うまでに至らないものと認められる場合 厳重注意

### (訓告等の手続)

**第三条** 訓告等は、訓告の場合にあつては訓告書(様式第一)を、厳重注意の場合にあつては厳重注意書(様式第二)を当該非違行為を行った職員に交付し、かつ、館長又はその指示を受けた職員

がそれらの内容を口頭で申し渡して行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、口頭での申渡しを省略することができる。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

1 この内規は、平成十九年一月一日から施行する。

(様式第1)

## 訓 告 書

所属

官職

氏名

(非違行為の内容)

国立国会図書館職員に対する訓告等の措置に関する内規第2条  
第1号により、訓告する。

年 月 日

国立国会図書館長 氏 名 印

(様式第2)

## 厳重注意書

所属

官職

氏名

(非違行為の内容)

国立国会図書館職員に対する訓告等の措置に関する内規第2条  
第2号により、厳重に注意する。

年 月 日

国立国会図書館長 氏 名 印